平成２５年（フ）第４４４号
名古屋市南区芝町126番地の１　リバーサイドシバ203号
債務者　丹羽　　章
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５７号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３市営上飯田南荘２棟607号
債務者　彦坂　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５８号
名古屋市南区呼続１丁目19番10号　メトロM24－４Ｅ号
債務者　山下　弘幸
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
三重県名張市瀬古口616番地３　グリーンパレス瀬古口403号
債務者　我妻　志保（旧姓小幡）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市大野２丁目158番地２　平成ハイツ203号、従前の住所兵庫県宝塚市末成町36番５号
債務者　義倉　保志
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市七松町１丁目18番４号ＴＡＮハイツ202、前住所兵庫県尼崎市南七松町１丁目１番21号プラザ立花
債務者　中本奈々子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市御園２丁目10番７号
債務者　吉田　有希
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市東今在家69―３　３号、住民票上の住所鳥取県鳥取市岩倉421番地21
債務者　水野　泰志
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市里仁514番地５
債務者　太田垣しのぶ
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市卯垣４丁目538番地、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地33
債務者　水野　雅子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
鳥取県米子市富益町59番地19
債務者　鎌田　幸代
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３２号
広島県尾道市西久保町13番23号
債務者　小倉　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
山口県下関市彦島江の浦町９丁目９番１―107号　フラワーハイツ上田、前住所山口県下関市南部町８番８号
債務者　カワノ工業こと　河野　智春
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
福岡県飯塚市枝国515番地65
債務者　長尾美加代
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６５号
北九州市八幡西区紅梅１丁目１番８―1101号
債務者　永田　孝俊
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市隼人町東郷955番地１　アメニティⅡ202号室
債務者　下深迫豊文
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市国分重久380番地　重久団地３―303
債務者　前田　裕美（旧姓大迫）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係